雨水タンク設置費補助金制度がパワーアップしました

浸水被害の軽減を図るため、

補助率 (1/2→2/3)、補助上限額 (20,000円→60,000円) を変更し、設置者の負担が少なくなりました。また、自己住宅のみの制限を無くしましたので、事業者の方もぜひ本制度をご利用ください。



補助制度の概要

補助対象者 市内の市街化区域に雨水タンクを設置したもの

市税、水道料金、下水道使用料、公共下水道事業受益者負担金

に滞納のないもの

補助対象物 雨水タンク

(容量 100ℓ以上で、貯留した雨水を有効に利用する器具が

そなえられたもの)

補助金額 購入費用の3分の2(上限額60,000円)

補助申請手順

雨水タンクの設置

雨水タンクを購入したことがわかる領収書・内訳書をもらってください。

補助金交付の申請

申請書等の提出(市役所4F小山市下水道事業) 申請書は市のホームページにあります。



市の検査

申請書類の内容を確認し、設置された現地に伺います。現地検査に申請者の立会いは不要ですが、敷地内に立入りますので、ご了承ください。

補助金交付

検査後、補助金交付決定通知書を発行し、 その後、補助金の支払いとなります。

補助金受給者の責務

定期的な清掃など、適正な維持管理をお願いします。

台風等の大雨が予想されるときには、あらかじめ溜まっている雨水を排水し、十分貯められる状況にしてください。



問合せ先

小山市下水道事業(小山市役所 4 F)

0285-24-7617

補助金の予算には限りがあるため、 予算がなくなった場合は次年度に申請してください。